

# 令和7年度10月特定公共賃貸住宅入居補欠者募集要項

## 1 受付期間

令和7年10月10日(金)～10月17日(金) (閉庁日を除く)

【申込書の配付：令和7年10月8日(水) から】

## 2 受付場所

唐津市役所1階・市営住宅指定管理者(株)創建唐津事務所窓口

相知市民センター内・市営住宅指定管理者(株)創建相知事務所窓口

午前8時30分から午後5時まで

## 3 補欠者募集団地

《特定公共賃貸住宅の概要一覧》

令和7年9月1日現在

問合先	団地名	建築年度	所在地	構造	住宅使用料(円)	該当校区		募集戸数	
						小学校	中学校	単身入居	
唐津(株)創建事務所	ラコルテ和多田 (特公賃)	H8 ～ H14	和多田本村	高耐 6F 高耐 7F	37,100	成和	第五	15	
			2番	2LDK	～				
				3LDK	71,300				
相知(株)創建事務所	田中 (特公賃)	H16	北波多田中	中耐 3F	39,700	北波多	北波多	17	
			789番地1 803番地5	3LDK	～				

## 4 入居申込資格

- (1) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある人及び婚姻の予定者(入居時に婚姻しており、その後1か月以内に同居できる状態にある人)を含みます。 **※単身者での入居はできません。**
- (2) 政令で定める収入基準に見合うこと。(収入基準は別紙1のとおり)
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかでない人。  
(持ち家等がある人は申し込みできません。)
- (4) 市税(唐津市に納めるべき税全て)の滞納がないこと。
- (5) 申込者(同居者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

※入居資格については、唐津警察署に照会します。

## 5 申込方法

- (1) 特定公共賃貸住宅入居申込書に所要事項を記入して申し込んでください。（申込書は、市営住宅指定管理者㈱創建唐津事務所・相知事務所窓口にあります。）
- (2) 申し込みの際は申込者又は家族の方がおいでください。電話又は郵送による申し込みは受け付けません。
- (3) 公開抽せんは、申込団地を管理している指定管理者が行います。受付順が抽せん順となります。
- (4) 提出された書類は返還できません。

## 6 申込に必要な書類

- (1) **特定公共賃貸住宅入居申込書**（現住宅の家賃証明及び婚約証明書を含む。）及び**特定公共賃貸住宅家賃減額申請書**

- (2) **住民票の写し**（家族全員及び続柄が載っているもの）

…………… 1 通

- (3) 収入を証する書類

入居予定者全員分の市町村（税務課）の発行する**令和6年分所得証明書**  
…………… 1 通

※新しい仕事に変わられた人は、**給与等支払証明書**が必要となります。

- (4) 納税証明書

入居予定者全員分の唐津市税務課の発行する市税の**納税証明書（建築住宅課所定様式）**  
…………… 1 通

- (5) 身体障がい者等の入居者がいる場合は**障がい者手帳等**の提示。

- (6) その他

上記書類が提出された場合でも、入居資格の判定が困難な場合は追加書類の提出をお願いすることがあります。ご了承ください。

※個人番号を提供いただくことにより、住民票及び所得証明書の提出を省略できる場合があります。

## 7 入居者の選考

申込者については入居資格を書類及び実態調査で審査し、公開抽せんでは補欠順位を決定します。**公開抽せんは、申し込みの受付順に行います。**

※都市計画法、土地区画整理法及び土地収用法の事業により、住居の退去を迫られている人については、上記補欠順位によらずに入居させる場合があります。

## 8 抽せん日及び抽せん会場（予定）

抽せん日            令和7年10月28日（火）    10：00～

抽せん会場 唐津市役所5階 503・504会議室

※抽せんの日時や場所は、申込の状況等により、変更になる場合がありますので、その場合には申込者に連絡いたします。

9 入居について

- (1) 募集住戸に空室が発生し、準備が整い次第、補欠順位により連絡し、部屋の確認の後、入居の手続きをします。
- (2) 入居に際し、請書（入居名義人の実印(印鑑登録証明書)並びに、連帯保証人の実印(印鑑登録証明書)及び所得証明書が必要)の提出、敷金(家賃の3か月分)の納入など、所定の手続きが必要です。
- (3) **犬、猫などのペット類は飼えません。**

10 補欠順位の有効期限

令和8年3月31日まで

11 その他

連帯保証人は、入居者と連帯して、家賃その他の入居者の債務について負担します。

※ 問い合わせ先

市営住宅指定管理者(株)創建 唐津事務所 TEL 0120-740-784

市営住宅指定管理者(株)創建 相知事務所 TEL 0120-947-472

唐津市建築住宅課住宅管理係 TEL 0955-72-9139

## 《特定公共賃貸住宅の収入基準》

- 1 特定公共賃貸住宅については、「入居の申込みをした日」において、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律で定める計算方法で算出した「収入月額」が 158,000円以上、487,000円以下 であること。

これを、年間総収入で換算した場合には、同居又は扶養家族の人数により次の表のとおりとなります。

例えば、夫婦と子ども2人の世帯の人は、下表中※印の欄に該当します。

### 収入基準の年収(月収)換算表

(給与所得者1人、( )は月収、単位：円)

種 別	扶 養 親 族			
	1人	2人	3人 ※標準世帯	4人
上 限	8,248,888 (687,407)	8,671,111 (722,592)	9,093,333 (757,777)	9,515,555 (792,962)
下 限	3,512,000 (292,666)	3,996,000 (333,000)	4,472,000 (372,666)	4,948,000 (412,333)

収入の計算方法(月額)

○給与所得者

年間総収入額－所得控除額＝給与所得控除後の金額※1

(給与所得控除後の金額－380,000円×扶養親族数－その他の所得控除額)  
×1/12＝158,000円以上、487,000円以下

○事業所得者

(市町村民税課税対象額－380,000円×扶養親族数－その他の所得控除額)  
×1/12＝158,000円以上、487,000円以下

※ その他の所得控除額とは

- ・老人控除対象配偶者控除(70歳以上) 10万円
- ・老人扶養親族控除(70歳以上) 10万円
- ・16歳以上23歳未満の扶養親族控除(旧特定扶養親族)の控除 25万円
- ・ひとり親控除(所得者本人で、その者の所得金額が35万円未満  
の場合は当該所得金額) 35万円
- ・寡婦(夫)控除・障害者控除 27万円
- ・特別障害者控除 40万円

※1 令和2年度税制改正に伴い、給与・年金所得を有する入居者及び同居者には、所得金額調整控除が加算されます。